

各 位

2022年5月10日

会社名ジーエルサイエンス株式会社代表者名取締役社長長見善博(コード番号:7705東証スタンダード)問合せ先取締役管理本部長芹澤修(TEL 03-5323-6633)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第55回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------|----------------------------|
| | |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示と | (削 除) |
| みなし提供) | |
| 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、 | |
| 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 | |
| および連結計算書類に記載または表示を | |
| すべき事項に係る情報を、法務省令に定 | |
| めるところに従いインターネットを利用 | |
| する方法で開示することにより、株主に | |
| 対して提供したものとみなすことができ | |
| <u>る。</u> | |
| | |
| (新 設) | (電子提供措置等) |
| VVI BA | 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 |
| | 株主総会参考書類等の内容である情報に |
| | ついて、電子提供措置をとるものとする。 |
| | |
| | |
| | うち法務省令で定めるものの全部または |
| | 一部について、議決権の基準日までに書 |
| | 面交付請求した株主に対して交付する書 |
| | 面に記載しないことができる。 |
| / | (7/17.0) |
| (新 設) | <u>(附則)</u> |
| | 1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のイ |
| | ンターネット開示とみなし提供)の削除お |
| | よび変更案第14条(電子提供措置等)の新 |
| | 設は、会社法の一部を改正する法律(令和 |
| | 元年法律第70号)附則第1条ただし書きに |
| | 規定する改正規定の施行の日(以下「施行 |
| | 日」という) から効力を生ずるものとする。 |
| | 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か |
| | 月以内の日を株主総会の日とする株主総会 |
| | については、現行定款第14条はなお効力を |
| | <u>ーーーーーーーーーーー</u> 有する。 |
| | 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 |
| | または前項の株主総会の日から3か月を経 |
| | 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 |
| | <u>する。</u> |
| | |